

子どもの権利

平成22年7月1日から 子どもの権利に関する条例を 施行します

未来をつくる子どものしあわせなまちづくりに向けた『幕別町子どもの権利に関する条例』が、本年3月の第1回町議会定例会で全議員の賛成により可決されました。今後は、町広報紙や町ホームページで内容を紹介するほか、説明会を開催するなど、この条例の趣旨を皆さんにお知らせし、平成22年7月1日から施行します。

◆制定までの経過

年月	主な経過と内容
平成21年4月	子どもたちの健やかな成長等に関する意識調査
6月	町民で組織する次世代育成支援対策地域協議会(委員10名)による審議開始
8月	町内5校の中学生(生徒会役員26名)と地域協議会委員による意見交換会
平成22年2月	地域協議会による審議終了(審議8回)
3月	町議会において条例案可決
4月	条例の公布(平成22年4月1日)

◆条例の目的

この条例は、国際連合が全会一致で採択し、わが国が1994年に批准した『児童の権利に関する条例』の理念に基づき、子どもにとって大切な権利を明らかにするとともに、子どもを取り巻くすべての人や団体等の責務等を定めることで子どもの権利を保障し、子どもの心身の健やかな育ちを社会全体で支援する町の実現を目指すことを目的としています。

子どもの権利を保障することの本質は、子どもの意見を聴いて、それに誠実に応対することです。子どもにあって最

も良いことは何か(子どもの最善の利益)を常に考慮する必要がありますが、「子どもにとつて最も良いこと」とは、必ずしも子ども自身が望むことは限らず、長期的な視点も含めて、その子どもがより良く育つために最も役立つことをいいます。

子どもは発達の過程にあり、すべての大人が子どもの成長する力を認め、子どもと向き合いながら子どもの未来の視点に立つてともに考え、子どもを支えていくことで、子どもは社会の一員として、さまざまな責任を果たすことができる大人へと成長していくことができます。

町の子どもたちの健やかな育ちを支えるため、皆さんのご理解とご協力をお願ひします。

また、この条例の規定全文や解説は、町ホームページに掲載しています。なお、次の公共施設に設置した専用端末でもご覧になれます。

役場庁舎、札内支所、ふれあいセンター福寿、百年記念ホール、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター、各コミュニティセンター

◆説明会の日程
次の日程で、幕別町子どもの権利に関する条例の説明会を開催します。

日 時	場 所
5月27日(木) 午後7時から	保健福祉センター 多目的ホール
5月28日(金) 午後7時から	ふれあいセンター福寿 多目的ホール
5月31日(月) 午後7時から	札内福祉センター 2階大集会室
6月6日(日) 午前10時から	札内福祉センター 2階大集会室

※事前の参加申し込みは不要ですので、都合のよい日に参加ください。

まちづくり出前講座	
◆申込先	◆問い合わせ先
報担当 (☎ 54-6610)	社係 (保健福祉センター内・☎ 54-3811)
◆講座名	町内に居住または通勤している5人以上の団体・グループが行う集会の場などにお伺いします。
◆講座内容	子どもの権利に関する条例の趣旨

幕別町子どもの権利に関する条例の概要

